

地番整理事業に伴う新大字の施行（小字の廃止）により、**令和7年5月から、住所や本籍の表記が変わります。変更後の住所については、住所変更証明書または所在証明書をご確認ください。**

これに伴う住所変更等につきましては、変更区域内（国土調査が完了した地区）にお住まいの住民の皆様や会社（事務所）の方に住所変更等の手続きをしていただく必要のあるものと、市役所等が住所の書き換えを行うものがあります。これまでに調査した内容をお知らせしますので、ご自身の該当する項目をご確認ください。なお、詳細は問い合わせ先へお問い合わせください。

八幡浜市役所関係

No	大項目	小項目	手続きの要否	手続きの方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
1	市民税（特別徴収・法人市民税含む）	納税通知書・各種証明・申告書等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。				税務課市民税係 0894-21-0404
2	国民健康保険税	納税通知書・各種証明	不要					
3	固定資産税	納税通知書・各種証明	不要	住所変更の手続きは必要ありません。				税務課固定資産税係 0894-21-0405
4	軽自動車税	納税通知書・各種証明	不要	住所変更の手続きは必要ありません。				税務課庶務・徴収係 0894-22-3116
5	住民票に登録されていない者の住所変更		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				税務課市民税係 0894-21-0404
6	障害者福祉サービス	受給者証	不要	1年ごとの更新時に変更手続きを行います。				
7	更生医療	受給者証	不要					
8	育成医療	受給者証	不要					
9	身体障害者手帳		不要	本人申請で住所および本籍の変更の手続きをすることもできます。			手帳を身分証明に使用される方は、社会福祉課障害福祉係にて住所表示の変更をお申し出ください。	社会福祉課 障害福祉係 0894-21-0401
10	療育手帳		不要	有期認定の方は更新時に変更手続きを行います。無期認定の方は希望する場合は随時変更手続きを行います。			手帳を身分証明に使用される方は、社会福祉課障害福祉係にて住所表示の変更をお申し出ください。	
11	心身障害者扶養共済制度		不要	1年ごとの更新時に変更手続きを行います。				
12	特別児童扶養手当		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				
13	障害児福祉手当		不要					
14	特別障害者手当		不要					
15	精神障害者保健福祉手帳		不要	2年ごとの更新時に変更手続きを行います。			手帳を身分証明に使用される方は、社会福祉課障害福祉係にて住所表示の変更をお申し出ください。	
16	自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請		不要	1年ごとの更新時に変更手続きを行います。				
17	精神障害者通院医療費公費負担患者票		不要					
18	児童手当・特例給付		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				子育て支援課 こども福祉係 0894-21-0402
19	児童扶養手当		不要					
20	保育所入所関係		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				子育て支援課 保育・幼稚園係 0894-21-0402
21	幼稚園入園関係		不要					

No	大項目	小項目	手続きの可否	手続きの方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
22	児童クラブ入所関係		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				子育て支援課 子育て支援係 0894-21-0402
23	病児・病後児保育施設利用登録者関係		不要					
24	住民票		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				市民課市民係 0894-22-3112
25	印鑑登録		不要					
26	パスポート		不要	住所変更の手続きは必要ありません。最終ページに現住所欄がある場合はご自分で訂正してください。				
27	マイナンバーカード		必要	市民課へカードを持参して、住所変更の手続きが必要です。	マイナンバーカード※暗証番号の入力が必要 ※代理人の場合は別途問合せ	お早めに手続きを行ってください。		
28	マイナンバー通知カード		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				市民課市民係 0894-22-3112
29	住民基本台帳カード（写真付き）		必要	市民課へカードを持参して、住所変更の手続きが必要です。	住民基本台帳カード※代理人の場合は別途問合せ	お早めに手続きを行ってください。		
30	在留カード 特別永住者証明書		必要	市民課へカードを持参して、住所変更の手続きが必要です。	在留カード、特別永住者証明書			
31	戸籍簿・戸籍の附票		不要	変更の手続きは必要ありません。ただし、転籍届により本籍地の変更は可能です。				市民課戸籍係 0894-22-3112
32	後期高齢者医療	被保険者証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。有効期限内はそのまま使用可能です。次回更新時（8月1日）に変更後の住所を記載して各世帯に送付します。				市民課高齢者医療係 0894-21-0400
33	後期高齢者医療	限度額適用・標準負担額減額認定証	不要					
34	後期高齢者医療	特定疾病療養受療証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望する場合は手続き可能です。				
35	年金	住所変更届	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望する場合は手続き可能です。				市民課年金係 0894-22-3100
36	国民健康保険	被保険者証	不要	住民変更の手続きは必要ありません。有効期限内はそのまま使用可能です。次回更新時（8月1日）に変更後の住所を記載して各世帯に送付します。				市民課国保係 0894-22-3133
37	国民健康保険	限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証	不要					
38	医療費助成受給者証	重度心身障害者医療費受給者証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。有効期限内はそのまま使用可能です。次回更新時（7月1日）には変更後の住所で交付します。				
39	医療費助成受給者証	ひとり親家庭医療費受給者証	不要					
40	医療費助成受給者証	子ども医療費受給者証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更後の受給者証を各世帯に送付します。				市民課国保係 0894-22-3133
41	犬の登録		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				
								生活環境課 環境衛生係 0894-22-3115

No	大項目	小項目	手続きの可否	手続きの方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
42	一般廃棄物収集運搬業許可証		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				生活環境課 ごみ減量対策係 0894-22-3115
43	一般廃棄物処分業許可証		不要					
44	母子健康手帳		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				保健センター 母子保健係 0894-24-6626
45	妊婦一般健康診査受診票		不要					
46	乳児一般健康診査受診票		不要					
47	介護保険	介護保険被保険者証	不要	【認定無し】認定を受ける際に回収します。				保健センター 介護認定係 0894-24-6628
48	介護保険	介護保険被保険者証	不要	【認定有り】3ヶ月～48ヶ月ごとの更新時に変更手続きを行います。				
49	介護保険	介護保険負担割合証	不要	1年ごとの更新時に変更手続きを行います。				
50	介護保険	介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）	不要	認定手続き中の被保険者証の代わりです。				
51	介護保険	介護保険受給資格証明書	不要	転出時、転出先で当市の要介護度を引き継ぐために必要です。				
52	介護保険	介護保険利用者負担額減額・免除認定証	不要	申請時（8月以降）から翌年7月末までの有効期限です。毎年度申請が必要です。				
53	介護保険	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	不要					
54	介護保険	介護保険負担限度額認定証	不要					
55	介護保険	介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	不要					
56	介護保険	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度）	不要					保健センター 地域包括支援センター 0894-24-6626
57	介護保険被保険者証	事業対象者（総合事業）	不要	住所変更の手続きは必要ありません。				
58	介護保険負担割合証	事業対象者（総合事業）	不要					
59	船員手帳		必要	水産港湾課に持参して本籍変更の手続きが必要です。	船員手帳	変更後速やかに手続きを行ってください。		水産港湾課管理係 0894-22-5989
60	公園占用許可証		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				建設課管理係 0894-36-1116
61	屋外広告物許可証		不要					
62	道路占用許可証		不要					
63	準用河川占用許可証		不要					
64	公共物使用許可証		不要					農業委員会 0894-22-5992
65	農業者年金を受給されている方		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				

No	大項目	小項目	手続きの可否	手続きの方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
66	市営駐車場使用者納付書送付先住所		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				商工観光課 商工観光係 0894-22-3101
67	上水道使用者住所・送付先住所		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				水道課業務係 0894-22-0376
68	指定給水装置工事事業者	指定給水装置工事事業者証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。				水道課庶務係 0894-36-0621
69	下水道使用者住所・送付先住所		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				下水道課業務係 0894-36-0574
70	下水道排水設備指定工事店	指定工事店・責任技術者の登録	不要					
71	下水道排水設備指定工事店	指定工事店証	不要					
72	下水道排水設備指定工事店	責任技術者証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更後の証票を事業者に送付します。				
73	八幡浜市立図書館利用者カード		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				八幡浜図書館 0894-22-0917 保内図書館 0894-36-3050
74	債権者登録事項		不要	住所変更の手続きは必要ありません。				会計課 0894-22-3114

南予地方局（八幡浜支局含む）関係

No	大項目	小項目	手続きの可否	手続きの方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
75	液化石油ガス	販売事業登録	必要	通常の変更届を行ってください。		変更後遅滞なく届出を行ってください。		南予地方局 総務県民課 防災対策室 0895-28-6103 八幡浜支局 総務県民室 防災対策係 0894-24-5288
76	液化石油ガス	保安機関認定	必要	通常の変更届を行ってください。		変更後遅滞なく届出を行ってください。		
77	液化石油ガス	保安業務規程認可	必要	通常の変更届を行ってください。		住所等の変更前に届出を行ってください。		
78	液化石油ガス	充てん設備許可	必要	変更届出書を行ってください。		変更後遅滞なく届出を行ってください。		
79	液化石油ガス	設備士免状	必要	通常の変更届を行ってください。 なお、申請先は、免状関係事務の委託先である高圧ガス保安協会になります。		変更後遅滞なく届出を行ってください。		
80	特定液化石油ガス設備工事事業届出		必要	通常の変更届を行ってください。		変更後遅滞なく届出を行ってください。		
81	電気工事業の登録		必要	通常の変更届を行ってください。		変更後遅滞なく届出を行ってください。		
82	火薬類販売・製造業者	販売所	必要	通常の変更届を行ってください。		変更後遅滞なく届出を行ってください。		
83	火薬類販売・製造業者	庫外貯蔵庫	必要	変更届（任意様式）を行ってください。 なお、八幡浜市が発行している所在証明書又は住所変更証明書を添付してください。				
84	火薬類販売・製造業者	火薬庫	必要	通常の変更届を行ってください。		変更後遅滞なく届出を行ってください。		
85	火薬類販売・製造業者	製造所	必要	通常の変更届を行ってください。		変更後遅滞なく届出を行ってください。		
86	武器等販売・製造業者	製造所・販売所	必要	変更届（任意様式）を行ってください。 なお、八幡浜市が発行している所在証明書又は住所変更証明書を添付してください。				
87	火薬類取扱保安責任者免状交付	甲種・乙種	不要	変更手続きは不要です。				県庁 消防防災安全課 保安係 089-912-2320
88	電気工事士免状交付	第一種	不要	変更手続きは不要です。				

No	大項目	小項目	手続きの可否	手続きの方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
89	電気工事士免状交付	第二種	不要	変更手続きは不要です。				県庁 消防防災安全課 保安係 089-912-2320
90	危険物取扱者免状交付		不要	次回更新時に書き換え手続きを行ってください。				(一財)消防試験研究センター愛媛県支部 089-932-8808
91	消費生活協同組合の定款	定款変更手続き	必要	消費生活協同組合の総会の議決後、定款変更の認可申請を行ってください。	認可申請書、議事録、定款の新旧対照表等	住所変更後、すみやかに手続きを行ってください。		南予地方局 総務県民課 0895-28-6102
92	医療法人定款（寄付行為）		必要	定款に定められた変更に関する手続き（社員総会などの議決）を経て、八幡浜保健所に定款変更認可申請書を提出してください。	1 医療法人定款変更認可申請書 2 定款変更の内容 3 定款新旧対照表 4 定款に定められた変更に関する手続きを生じた書類 5 新定款 6 旧定款	法務局への登記事項である「資産総額の変更等」の登記手続きする前までに定款変更の手続きを行ってください。		
93	毒物劇物販売業登録		不要	登録票の住所は地番変更前のままでも問題ありません。ただし、登録票を新住所に変更を希望される場合は、通常の変更届出を行ってください。				
94	麻薬取扱者免許		不要	免許証の住所は地番変更前のままでも問題ありません。ただし、免許証を新住所に変更を希望される場合は、通常の変更届出を行ってください。				
95	大麻取扱者免許							
96	覚醒剤（原料）取扱者指定		不要	指定証の住所は地番変更前のままでも問題ありません。ただし、指定証を新住所に変更を希望される場合は、通常の変更届出を行ってください。				
97	薬局開設許可		不要	許可証の住所は地番変更前のままでも問題ありません。ただし、許可証を新住所に変更を希望される場合は、通常の変更届出を行ってください。				八幡浜保健所 企画課医療対策係 0894-22-4111 （内線279）
98	医薬品販売業許可							
99	医薬品製造販売業（薬局）許可							
100	医薬品製造業（薬局）許可							
101	高度管理医療機器販売許可							
102	配置従事者（医薬品の配置販売業者又はその配置員）身分証明書		不要	身分証明書の住所は地番変更前のままでも問題ありません。ただし、身分証明書を新住所に変更を希望される場合は、通常の手換届出を行ってください。				
103	温泉利用許可		不要	許可証の住所は地番変更前のままでも問題ありません。ただし、許可証を新住所に変更を希望される場合は、通常の変更届出を行ってください。				
104	被爆者健康手帳		不要	手帳の住所は地番変更前のままでも問題ありません。ただし、手帳を新住所に変更を希望される場合は、通常の変更届出を行ってください。				

No	大項目	小項目	手続の可否	手続の方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
105	特定医療費（指定難病）受給者証		不要	受給者証の住所は変更前のままでも問題ありません。ただし、受給者証を新住所に変更を希望される場合には、通常の変更届を行ってください。				八幡浜保健所 健康増進課 難病母子保健係 0894-22-4111 （内線285・286）
106	小児慢性特定疾病医療受給者証		不要	受給者証の住所は変更前のままでも問題ありません。ただし、受給者証を新住所に変更を希望される場合には、通常の変更届を行ってください。				
107	特定給食施設の届出		不要	特定給食施設の届出を提出している設置者が対象。住所表記変更後の手続きは不要。				八幡浜保健所 健康増進課 健康づくり推進係 0894-22-4111 （内線283・284）
108	感染症指定医療機関指定書		必要	「感染症指定医療機関（結核指定医療機関）変更届」「感染症指定医療機関指定書」を提出して変更手続きを行ってください。	感染症指定医療機関（結核指定医療機関）変更届 感染症指定医療機関指定書	変更が生じた日から10日以内		八幡浜保健所 健康増進課 感染症対策係 0894-22-4111 （内線313・314）
109	肝炎治療受給者証		不要	受給者証の住所は変更前のままでも問題ありません。ただし、受給者証を新住所に変更を希望される場合には、通常の変更届を行ってください。				
110	理容所の開設		不要	開設届を提出して理容所を営んでいる方が対象。住所表記変更後の手続きは不要。ただし、届け出た住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				八幡浜保健所 生活衛生課 0894-22-4111
111	美容所の開設		不要	開設届を提出して美容所を営んでいる方が対象。住所表記変更後の手続きは不要。ただし、届け出た住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
112	クリーニング所の開設		不要	開設届を提出してクリーニング所を営んでいる方が対象。住所表記変更後の手続きは不要。ただし、届け出た住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
113	興行場営業の許可		不要	許可を受けて興行場を営んでいる方が対象。住所表記変更後の手続きは不要。ただし、許可証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
114	旅館業の許可	ホテル営業 旅館営業 簡易宿所営業 下宿営業	不要	許可を受けて旅館業を営んでいる方が対象。住所表記変更後の手続きは不要。ただし、許可証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				

No	大項目	小項目	手続の可否	手続の方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
115	浴場業の許可		不要	許可を受けて公衆浴場を経営している方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、許可証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				八幡浜保健所 生活衛生課 0894-22-4111
116	特定建築物の使用		不要	特定建築物の届出を提出している所有者又は管理権限者が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、届け出た住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
117	建築物清掃業の登録		不要	事業の登録をしている方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、登録証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
118	建築物空気環境測定業の登録		不要	事業の登録をしている方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、登録証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
119	建築物空気調和用ダクト清掃業の登録		不要	事業の登録をしている方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、登録証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
120	建築物飲料水水質検査業の登録		不要	事業の登録をしている方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、登録証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
121	建築物飲料水貯水槽清掃業の登録		不要	事業の登録をしている方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、登録証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
122	建築物排水管路清掃業の登録		不要	事業の登録をしている方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、登録証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
123	建築物ネズミ昆虫防除業の登録		不要	事業の登録をしている方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、登録証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
124	建築物環境衛生管理業の登録		不要	事業の登録をしている方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、登録証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				

No	大項目	小項目	手続の要否	手続の方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
125	ふぐ取扱所の届出		不要	ふぐ取扱所の届出をしている方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、届出済証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				八幡浜保健所 生活衛生課 0894-22-4111
126	食鳥処理の事業の許可	認定小規模食鳥処理業者	不要	許可を受けて食鳥処理場を経営している方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、許可証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
127	化製場等の設置の許可	化製場 死亡獣畜取扱所準用施設（魚介類等を原料とする肥料・飼料製造所等）	不要	許可を受けて化製場等を経営している方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、許可証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
128	食品関係営業の許可		不要	許可を受けて飲食店、その他食品に関係する事業を経営している方が対象。 住所表記変更後の手続きは不要。 ただし、許可証に記載されている住所を新住所に変更したい場合はご相談ください。				
129	産業廃棄物処理業の許可		不要	許可証の住所は、変更前のままでも問題ありません。ただし、新住所の許可証に変更を希望される場合には、通常の変更手続きを行ってください。				八幡浜保健所 環境保全課 0894-22-4111
130	産業廃棄物処理施設の設置許可							
131	一般廃棄物処理施設の設置許可							
132	廃棄物再生事業者登録		不要	登録証明書（指定書）の住所は、変更前のままでも問題ありません。ただし、新住所の登録証明書（指定書）に変更を希望される場合には、通常の変更手続きを行ってください。				
133	産業廃棄物再生利用業者の指定							
134	愛媛県土砂条例に係る特定事業許可		不要	許可証の住所は、変更前のままでも問題ありません。ただし、新住所の許可証に変更を希望される場合には、通常の変更手続きを行ってください。				
135	自動車リサイクル法に係る引取業者又はフロン類回収業者の登録		不要	登録の住所は、変更前のままでも問題ありません。ただし、新住所の登録に変更を希望される場合には、通常の変更手続きを行ってください。				
136	自動車リサイクル法に係る解体業又は破砕業の許可		不要	許可証の住所は、変更前のままでも問題ありません。ただし、新住所の許可証に変更を希望される場合には、通常の変更手続きを行ってください。				
137	浄化槽設置の届出		不要					

No	大項目	小項目	手続の要否	手続の方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
138	浄化槽保守点検業者の登録		不要	登録の住所は、変更前のままでも問題ありません。ただし、新住所の登録に変更を希望される場合には、通常の変更手続きを行ってください。				八幡浜保健所 環境保全課 0894-22-4111
139	フロン排出抑制法		不要	登録の住所は変更前のままでも問題ありません。ただし、登録通知書を新住所に変更を希望される場合には、通常の届出を行ってください。				
140	中小企業等協同組合役員変更届出		必要	役員の住所の変更があった場合に、愛媛県中小企業団体中央会を経由して南予地方局長（受付：八幡浜支局商工観光室）あて届出が必要です。	届出書、変更した事項を記載した書面	変更した日から2週間以内に届出を行ってください。		八幡浜支局 商工観光室 0894-22-4111
141	住宅宿泊事業の届出		必要	届出受理後に届出住宅の住所が変わる場合は、届出事項変更届出書（第2号様式）により、その旨を愛媛県知事あてに届け出る必要があります。（提出先及び受付：愛媛県観光国際課）	届出事項変更届出書（第2号様式）	変更があったときはその日から30日以内に手続きを行ってください。		愛媛県観光国際課 089-912-2491 八幡浜支局商工観光室 0894-22-4111
142	貸金業変更登録		必要	登記簿上の本店所在地又は営業所（事務所）の所在地に変更があった場合に、南予地方局長（受付：八幡浜支局商工観光室）あて届出が必要です。	○本店の所在地変更 貸金業変更届出書（第5号様式）、 登録申請書（第2面）、 登記事項証明書 ○営業所（事務所）の所在地変更 貸金業変更届出書（第5号様式）、 登録申請書（第4面）、 所在地を証する書面又は写し、 代理店契約書（代理店に係る変更があった場合）	○登記簿上の本店所在地の変更を行う場合は、変更から2週間以内に届出を行ってください。 ○営業所（事務所）の所在地の変更を行う場合は、事前に届出を行ってください。		愛媛県経営支援課 089-912-2481 八幡浜支局商工観光室 0894-22-4111
143	海岸保全区域の占用許可		不要	許可書の住所は変更前のままでも問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合には、通常の変更届を行ってください。				八幡浜支局 農村整備第一課 0894-22-4111
144	林業種苗法に基づく生産事業者登録証		必要	登録証及び書替交付申請書を提出してください。		登録証の記載事項に変更を生じた日から30日以内に手続きを行ってください。		八幡浜支局 森林林業課 0894-22-2031
145	林業種苗法に基づく配布事業者の変更届		必要	配布事業者変更届出書を提出してください。		届出事項に変更を生じた日から30日以内に手続きを行ってください。		
146	森林保険の保険証書		必要	変更期限の設定はないので、契約している森林に損害が発生し、保険金の支払手続きを行う時点での変更で支障ありません。県森連又は八西森林組合に問合せのうえ、変更手続きを行ってください。				愛媛県 森林組合連合会 089-941-0164 八西森林組合 0894-22-0496
147	狩猟免許		必要	狩猟免許の住所は、新住所に移行後、遅滞なく住所変更の手続きを行ってください。		期限はありませんが、お早めにご手続きを行ってください。（鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項）		八幡浜支局 森林林業課 0894-22-2031

No	大項目	小項目	手続の要否	手続の方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
148	動物用医薬品販売業許可		不要	許可証の住所は地番変更前のままで問題ありません。ただし、許可証を新住所に書換えを希望される場合は、市長による変更の証明書を添付のうえ、書換え交付申請を行ってください。				南予家畜保健衛生所 0894-22-0328
149	家畜商の登録		不要	登録等の住所は地番変更前のままで問題ありません。ただし、登録等を新住所に変更を希望される場合には、通常の変更申請を行ってください。				
150	家畜商免許		不要	登録等の住所は地番変更前のままで問題ありません。ただし、登録等を新住所に変更を希望される場合には、通常の変更申請を行ってください。				
151	飼料製造業者等届出		必要	変更を生じた日から1ヶ月以内に「届出事項変更届」を提出してください。	届出事項変更届	変更が生じた日から1ヶ月以内		
152	建設業許可事項の変更	事業者の基本情報	必要	所定の変更届出書を提出してください。 (変更届出書：様式第22号の2)	登記事項証明書	30日以内		八幡浜土木事務所 管理課 0894-22-4111
153	道路占用許可		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				
154	河川占用許可		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				
155	港湾施設占用許可		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				
156	港湾水域占用許可		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				
157	海岸保全区域行為許可		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				
158	普通海域占用		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				
159	急傾斜地崩壊危険区域行為許可		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				

No	大項目	小項目	手続きの可否	手続きの方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
160	地すべり防止区域内行為許可		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				八幡浜土木事務所 管理課 0894-22-4111
161	砂防設備占用許可		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				
162	砂防指定地内行為許可		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				
163	土石の採取又は制限行為等許可		不要	許可書の住所は従来のままで問題ありません。ただし、許可書を新住所に変更を希望される場合は、通常の住所変更手続きが必要です。				
164	口座振替申込書兼債権者登録(変更)票		必要	債権者登録を行った県の機関に申し出てください。		期限はありませんが、県からの支払等がある場合は、お早めに手続きを行ってください。		南予地方局 出納室 0895-28-6149

金融機関関係

No	大項目	小項目	手続きの可否	手続きの方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
165	口座名義人(個人)の登録住所(伊予銀行)		必要	住所変更手続きが必要です。銀行窓口へ必要書類を持参してください。なお、運転免許証をお持ちの方で、免許証が変更後住所となっていれば、AGENTアプリ(スマートフォン)でのお手続きも可能です。	通帳、キャッシュカード、届出印、顔写真付本人確認書類、住所変更証明書 ※取引内容に応じて追加必要書類をお願いする可能性があります。	住所変更後、すみやかにお手続きください。		伊予銀行 八幡浜支店 0894-22-3311
166	口座名義人(法人)の登録住所(伊予銀行)		必要	住所変更手続きが必要です。銀行窓口へ必要書類を持参してください。	通帳、届出印、署名判(変更後)、商業登記簿謄本または印鑑証明書、所在証明書 ※取引内容に応じて追加必要書類をお願いする可能性があります。	住所変更後、すみやかにお手続きください。		
167	住居表示変更(四国銀行)	融資取引のある場合	不要					四国銀行 八幡浜支店 0894-22-4011
168	住居表示変更(四国銀行)	当座勘定取引のある場合	必要	届出事項変更届により変更	(法人) 所在証明書もしくは登記事項証明書 (個人) 住所変更証明書	〈注意〉登記事項証明書は商業(法人) 登記事項証明書の略。登記事項証明書は「履歴事項全部証明書」を徴求する(発行日から6カ月以内)。原本確認のうえ、コピーでも可。		
169	住居表示変更(四国銀行)	融資・当座勘定取引なしの場合	不要					

No	大項目	小項目	手続きの可否	手続きの方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
170	□座名義人（個人・法人）の登録住所（愛媛銀行）		不要	住所変更の手続きは不要です。 ※ただし、お取引の内容によっては変更手続きが必要となる場合がございますので、お問い合わせください。	（変更手続きが必要な場合）通帳、キャッシュカード、クレジットカード、届出印、住民票または住所変更証明書、本人確認証など ※代理人の場合は別途お問い合わせください。	期限は特にありません。		愛媛銀行 八幡浜支店 0894-22-1410
171	□座名義人（個人）の登録住所（西宇和農業協同組合）		必要	住所変更の手続きが必要です。	通帳、届出印、住民票または住所変更証明書、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード他）	期限は特にありません。		西宇和農協 各取引先金融店舗
172	□座名義人（個人）の登録住所（愛媛県信用漁業協同組合連合会）		不要	手続きは不要です。ただし変更を希望される方は必要書類を持参して手続きすることが可能です。	運転免許証等身分を証明できる書類、住民票または住所変更証明書の写し	期限は特にありません。		愛媛県信用漁業協同組合連合会 企画管理課 089-933-8716 営業課 089-933-8719
173	□座名義人（法人）の登録住所（愛媛県信用漁業協同組合連合会）		不要	手続きは不要です。ただし変更を希望される方は必要書類を持参して手続きすることが可能です。	登記簿抄本または所在証明書 ※代理人の場合は別途問合せ	期限は特にありません。		
174	□座名義人（個人）の登録住所（四国労働金庫）		不要	手続きは不要です。ただし変更を希望される方は必要書類を持参して手続きすることが可能です。	通帳、キャッシュカード、届出印、住民票または住所変更証明書 ※代理人の場合は別途問合せ	期限は特にありません。		四国労働金庫 八幡浜支店 0894-22-1292

その他の機関関係

No	大項目	小項目	手続きの可否	手続きの方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
175	運転免許証	住所	必要（マイナ免許証のみを保有、かつ住所変更等ワンストップサービス申請を行っている人を除く。）	八幡浜警察署または運転免許センターでの手続きが必要です。住所・本籍の変更のみであれば費用はかかりません。	運転免許証 マイナ免許証（マイナンバーカード） ※両方お持ちの方はいずれも持参が必要です。 住民票 マイナンバーカードまたは住所変更証明書等	速やかに手続きを行ってください。	手続きの方法は左記と同じ。	八幡浜警察署交通課 0894-22-0110 運転免許センター（警察本部代表） 089-934-0110
176	運転免許証	本籍	必要（マイナ免許証のみを保有、かつ本籍変更ワンストップサービス申請を行う人を除く。）	八幡浜警察署または運転免許センターでの手続きが必要です。住所・本籍の変更のみであれば費用はかかりません。	運転免許証 マイナ免許証（マイナンバーカード） ※両方お持ちの方はいずれも持参が必要です。 本籍が記載された住民票または本籍変更の証明書	速やかに手続きを行ってください。	手続きの方法は左記と同じ。	
177	風俗営業許可証（管理者証、営業許可証）	住所	必要	書換え申請が必要となります。ただし、住所変更証明書を持参していただければ、手数料は不要です。	管理者証 営業許可証 住所変更証明書	期限はありません。	手続きの方法は左記と同じ。	
178	猟銃、空気銃所持許可証等	住所	必要	所持許可証、講習修了証明書、火薬類譲受許可証等は書換え申請が必要です。住所変更証明書があれば手数料は不要です。	猟銃、空気銃所持許可証等 住所変更証明書 本籍変更の証明書	期限はありません。	手続きの方法は左記と同じ。	八幡浜警察署 生活安全課 0894-22-0110
179	猟銃、空気銃所持許可証等	本籍	必要					
180	古物営業許可証	住所	必要	書換え申請が必要となります。ただし、住所変更証明書を持参していただければ、手数料は不要です。	古物営業許可証 住所変更証明書	期限はありません。	手続きの方法は左記と同じ。	

No	大項目	小項目	手続の可否	手続の方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
181	質屋営業許可証	住所	必要	書換え申請が必要となります。ただし、住所変更証明書を持参していただければ、手数料は不要です。	質屋営業許可証 住所変更証明書	期限はありません。	手続きの方法は左記と同じ。	八幡浜警察署 生活安全課 0894-22-0110
182	警備業関係（認定、各種資格者証）	本籍（各種資格者証のみ）、住所、所在地	必要	書換え申請や変更届出等が必要です。ただし、各証明書を持参していただければ、手数料は不要です。	本籍変更の証明書、住所変更証明書、所在証明書、他（要問い合わせ）	期限はありません。	手続きの方法は左記と同じ。	
183	不動産登記簿	土地登記簿・建物登記簿の表題部の所在	不要	法務局が変更登記を行います。				
184	不動産登記簿	土地登記簿・建物登記簿の所有者の住所	不要	住所変更の必要はありませんが、変更を希望する場合は、変更証明書を添付し手続きを行うことは可能です。				松山地方法務局 大洲支局 0893-50-5055
185	商業登記	本店・支店の所在地	必要（みなし規定の場合は必要なし）	行政区画等の変更は、商業登記法第26条のみなし規定が適用されますが、変更手続きをする場合は、変更証明書を添付し手続きを行うこととなります。				松山地方法務局 法人登記部門 089-932-0888
186	商業登記	役員の住所	必要（みなし規定の場合は必要なし）	行政区画等の変更は、商業登記法第26条のみなし規定が適用されますが、変更手続きをする場合は、変更証明書を添付し手続きを行うこととなります。				
187	自動車検査証	普通自動車及び二輪の小型自動車の各使用者・所有者	不要	住所変更の必要はありません。変更を希望する場合は、手続きを行うことは可能です。手続きを行う際の必要書類等についてはお問い合わせください。			住所の地番が変更となった場合は手続きが必要ですのでお問い合わせください。	四国運輸局 愛媛運輸支局 松山市森松町1070 050-5540-2076
188	軽自動車届出済証	二輪の軽自動車（軽二輪）の各使用者・所有者	不要	住所変更の必要はありません。変更を希望する場合は、手続きを行うことは可能です。手続きを行う際の必要書類等についてはお問い合わせください。			住所の地番が変更となった場合は手続きが必要ですのでお問い合わせください。	※自動音声案内の際に「037」を押せばオペレーターに繋がります。
189	自動車検査証	軽自動車（四輪・三輪）の使用者・所有者	不要	住所変更の必要はありません。変更を希望する場合には、手続きを行う事は可能です。手続きに必要な書類等についてはお問い合わせください。	自動車検査証 市の発行した変更証明書		住所の地番が変更になった場合は手続きが必要ですのでお問い合わせください。	軽自動車検査協会愛媛事務所 松山市南高井町 1414-2 050-3816-3124
190	NHK受信料		不要	手続きの必要はありません。ただし場合によっては、NHKから問い合わせの連絡があります。				NHK
191	電気使用者		不要	手続きの必要はありません。				電力会社
192	郵便物		不要	住所変更の手続きの必要はありません。旧住所で郵便物が到着しても当分の間は届きます。				八幡浜郵便局郵便部 0570-943-164
193	労働安全衛生関係	労働安全衛生法による免許証	不要	住所（本籍）の変更の手続きは必要ありません。				八幡浜労働基準監督署 0894-22-1750
194	労働安全衛生関係	労働安全衛生法による技能講習・特別教育修了証	各種講習の実施機関にお問い合わせください。	各種講習の実施機関にお問い合わせください。	各種講習の実施機関にお問い合わせください。	各種講習の実施機関にお問い合わせください。		各種講習の実施機関
195	労働安全衛生関係	ボイラー・クレーン等の各種機械の検査証	不要	所在地の変更の手続きは必要ありません。				八幡浜労働基準監督署 0894-22-1750

No	大項目	小項目	手続の要否	手続の方法	必要書類	期限	地番修正も行う世帯・会社への補足	問い合わせ先
196	労働安全衛生関係	労働安全衛生法による健康管理手帳	必要	健康管理手帳書換申請書に交付済みの健康管理手帳及び住民票を添えて愛媛労働局健康安全課に提出してください。	健康管理手帳書換申請書、交付済みの健康管理手帳、住民票	変更後速やかに		愛媛労働局 健康安全課 089-935-5204
197	労働保険関係	労働保険適用事業場の所在地	必要	労働保険名称・所在地等変更届を八幡浜労働基準監督署へ提出してください。	労働保険名称・所在地等変更届	変更が生じた日の翌日から起算して10日以内		八幡浜労働基準監督署 0894-22-1750
198	労働保険関係	労災保険給付（療養費、休業補償等）受給者の住所	不要	住所（本籍）の変更の手続きは必要ありません。				
199	労働保険関係	労災保険年金受給者の住所	必要	年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名変更届を八幡浜労働基準監督署へ提出してください。	年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名変更届	変更後速やかに		
200	労働保険関係	アフターケアの健康管理手帳	必要	健康管理手帳再交付申請書に交付済みの健康管理手帳及び住民票を添えて八幡浜労働基準監督署へ提出してください。	健康管理手帳再交付申請書、交付済みの健康管理手帳、住民票	変更後速やかに		

よくある問い合わせ内容

No	質問事項	回答
1	郵便番号は変更されるのか？	郵便番号簿に記載されている名称で、大字名に対応する番号の使用が可能です。
2	郵便物は旧住所で届くのか？	当分の間は旧住所の表記でも配達されます。
3	住所変更によって今までの自治会活動も変更となるのか？	住所変更で今まで活動していた自治会を変更する必要はありません。市は、住民の皆様が所属している自治会を今回の住所変更で変更することを求めています。
4	地番に対応する大字名の新旧対照表は公表されるか？	ホームページで公表しています。
5	企業の封筒など印刷物の住所の変更はどうすべきか？	印刷物の更新のタイミングで、新住所への対応をお願いします。

証明書について

住所変更証明書、所在証明書は新大字の施行後に対象の住民世帯・会社（事務所）へ郵送します。住所変更証明書、所在証明書の再発行又は字名変更証明書の交付が必要な方は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。なお、手続きが住所変更証明書で対応できず住民票が必要な場合は、市民課市民係までご連絡ください。

No	証明書の内容	対象者	問い合わせ先	電話	FAX
1	住所変更証明書の再発行が必要な方	住民の方	市民課市民係	0894-22-3112	0894-22-5980
2	会社の所在証明書の再発行が必要な方	会社（事務所）	農林課国土調査係	0894-21-0415	0894-24-6180
3	字名変更証明書が必要な方	土地所有者等			

※この手続き内容のほか、地番整理事業内容は市のHPでも掲載していますので、ご確認ください。

【作成】
〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市役所産業建設部農林課
国土調査係（地番整理担当）
電話：0894-21-0415
FAX：0894-24-6180